

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 18 年 3 月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

變更理由	1
1 旅客船埠頭計畫 (變更)	2
2 港灣環境整備施設計畫 (變更)	3
3 土地利用計畫 (變更)	4

変更理由

利用船舶の見直しに対応するため、新港突堤西地区において、旅客船埠頭計画を変更する。

中突堤・高浜地区及び新港突堤西地区において、土地利用の具体化に伴い、港湾環境整備施設計画を変更するとともに、土地利用計画を変更する。

1 旅客船埠頭計画（変更）

神戸のウォーターフロントの中心として、市民や観光客が練習帆船やイベント船などを身近に親しむことができるようにするとともに、港内遊覧船の利用を図るため、旅客船埠頭計画を次のとおり変更する。

[旅客船埠頭計画]

新港突堤西地区

水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 380m (公共)

[既設の変更計画] S-1 A C、S-1 D E F

埠頭用地 1 ha (旅客施設用地) [既設の変更計画]

既設

水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 595m (公共)

S-1 A C、S-1 D E F

埠頭用地 2 ha (旅客施設用地)

2 港湾環境整備施設計画（変更）

みなと神戸の象徴である櫛型突堤や石積み護岸などの歴史的資産を活かし、港の利用者がウォーターフロントを回遊でき、港の風景を満喫できる親水空間を構築する。

これに伴い、緑地計画を次のとおり変更する。

[港湾環境整備施設計画]

中突堤・高浜地区

緑地 1 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 1 ha)

新港突堤西地区

緑地 6 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 6 ha)

3 土地利用計画（変更）

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

（単位：h a）

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
中突堤・高浜地区	(9) 9	(2) 2	(18) 18	1	(1) 1	(13) 13	(42) 44
新港突堤西地区	(17) 17	(21) 21	(2) 2			(6) 7	(46) 47
合計	(26) 26	(23) 23	(20) 20	1	(1) 1	(18) 21	(88) 91

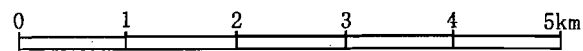
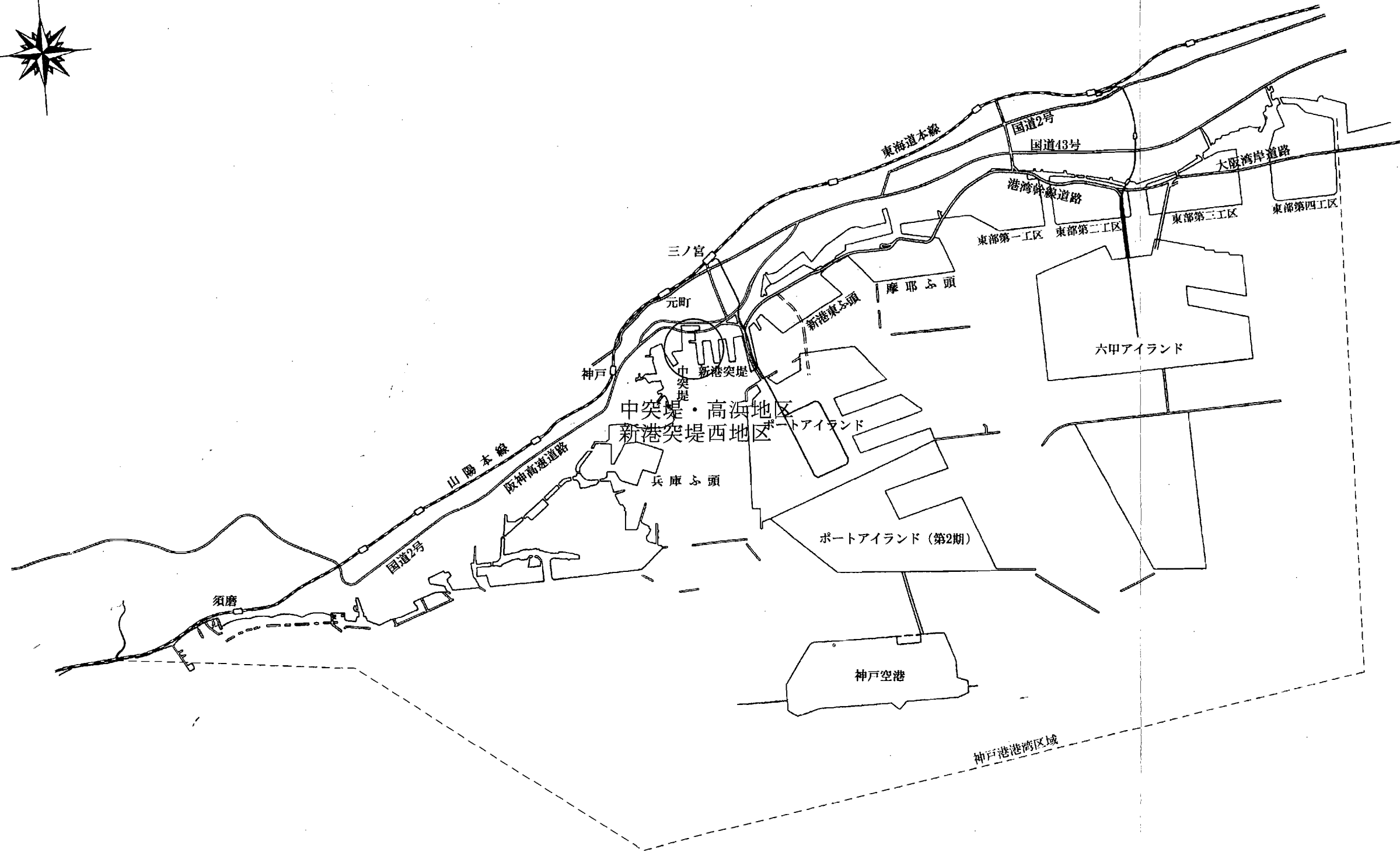
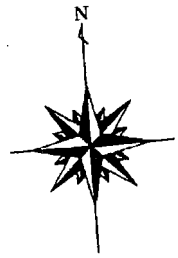
注 1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画位置図

S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所